

水産資源再生方策検討作業小委員会及び海域環境再生方策検討作業小委員会の 所掌事務及び作業分担について

1 趣旨

有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）は、「有明海・八代海等総合調査評価委員会の小委員会の設置について」（平成30年3月13日委員会決定）に基づき、委員会の下に水産資源再生方策検討作業小委員会及び海域環境再生方策検討作業小委員会を設置し、前者において有明海及び八代海等における水産資源を巡る問題点並びに漁場環境の特性に関する情報の収集・整理・分析並びに再生方策の検討、後者において有明海及び八代海等における海域環境並びに生態系の特性に関する情報の収集・整理・分析並びに再生方策の検討を行うこととし、再生方策について両小委員会で総合的かつ効率的に検討を行う必要がある場合には、両小委員会を合同開催して検討を行う（図参照）。

2 水産資源再生方策検討作業小委員会

(1) 所掌事務

- ① 有明海及び八代海等で生じている水産資源（有用二枚貝、ノリ養殖、魚類養殖等、及びそれらの餌料生物）を巡る問題点（へい死事案、漁獲低迷等）及び漁場環境（赤潮、貧酸素水塊等を含む。）の特性に関すること。
- ② ①に係る原因・要因に関すること。
- ③ ①に係る再生目標に関すること。
- ④ ①に係る再生方策（被害予防・軽減策、漁場改善技術、増養殖技術等）に関すること。
- ⑤ 上記に関し、情報の収集・整理・分析を行い委員会に提出すること。

(2) 構成

委員会の構成員の一部及び専門委員

3 海域環境再生方策検討作業小委員会

(1) 所掌事務

- ① 有明海及び八代海等における海域環境（汚濁負荷、水質、底質等、生物生息環境）及び生態系（ベントス、魚類、鳥類等）の特性に関すること。
- ② ①に係る原因・要因に関すること。
- ③ ①に係る再生目標に関すること。
- ④ ①に係る再生方策（自然環境の保全・再生技術、汚濁負荷管理等）に関すること。
- ⑤ 上記に関し、情報の収集・整理・分析を行い委員会に提出すること。

(2) 構成

委員会の構成員の一部及び専門委員

4 作業分担

下表の分担に則り、所掌事務の①（問題点及び特性）及び②（原因・要因）については各小委員会で作業を行い、③（再生目標）及び④（再生方策）については必要に応じ両小委員会の合同開催により作業を行うものとする。中間取りまとめを踏まえ、両小委においては気候変動の影響や社会経済情勢の変化の影響などについて考慮するものとする。

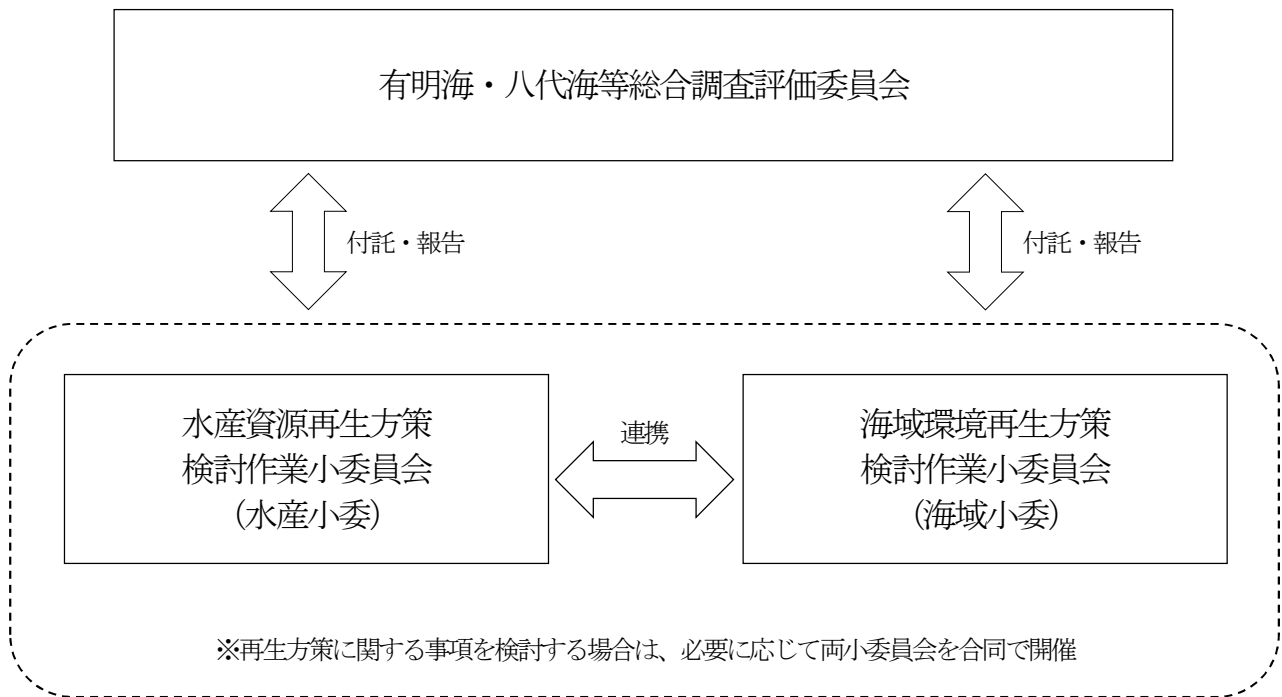


図 審議体制

表 小委員会の作業分担

区分	水産小委	海域小委
各小委員会で情報収集・整理・分析する事項 《所掌事務》 ①問題点及び特性 ②原因・要因	○水産資源 (有用二枚貝、ノリ養殖、魚類養殖等、及びそれらの餌料生物) ○漁場環境 (赤潮、貧酸素水塊等を含む。)	○海域環境 (汚濁負荷、水質、底質等、生物生息環境) ○生態系 (ベントス、魚類、鳥類等)
各小委員会で情報収集・整理し、必要に応じて両小委員会を合同で開催して検討する事項 《所掌事務》 ③再生目標 ④再生方策	○赤潮・貧酸素水塊等の被害予防・軽減策 ○漁場改善技術 ○増養殖技術 ○関連施策(規制、振興策等)	○自然環境の保全・再生技術 ○汚濁負荷管理 ○関連施策(規制等)